

船員労働統計調査（基幹統計） 一般船舶・特殊船調査の概要

1. 概要

船員労働統計調査（基幹統計）は、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員の報酬、雇用等についてその実態を明らかにすることを目的とした調査である。

同調査における調査区分は、次のとおりであり、この報告は、そのうち「一般船舶調査」（第一号調査）及び「特殊船調査」（第三号調査）について調査結果を取りまとめたものである。

調査区分	調査の対象	調査期間
一般船舶調査 （第一号調査）	漁船及び特殊船以外の国土交通大臣が指定する船舶（総トン数20トン以上）に乗り組む者	6月の 1ヶ月間
漁船調査 （第二号調査）	漁船（総トン数20トン以上）に乗り組む者	1年 （暦年）
特殊船調査 （第三号調査）	特殊船（総トン数20トン以上の引船・はしけ・官公署船）に乗り組む者	6月の 1ヶ月間

(1) この報告の調査期間

一般船舶調査（第一号調査） 毎年6月1日～30日
特殊船調査（第三号調査） 毎年6月1日～30日

(2) この調査の対象

第一号調査については、船員法第1条に規定する船員であって、一般船舶のうち国土交通大臣が指定する船舶に乗り組む者を調査対象とする標本(サンプル)調査を実施している。

第三号調査については、船員法第1条に規定する船員であって、特殊船に乗り組む者全てを調査対象とする悉皆調査を実施している。

2. 定義

この調査において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 一般船舶及び特殊船

ア. 一般船舶とは、漁船及び特殊船以外の船舶であって総トン数20トン以上のものをいう。

イ. 特殊船とは、引船・はしけ及び官公署において所有する船舶であって総トン数20トン以上のものをいう。

(2) 用途区分

ア. 一般船舶

(ア) 旅客船とは、旅客定員13名以上を有する船舶でもっぱら人の運送に従事する船舶をいう。

(イ) 貨物船とは、もっぱら貨物の運送に従事する船舶で、専用船、油送船（タンカー）及びRORO船以外の船舶をいう。

(ウ) 専用船とは、もっぱら特定の種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶で、油送船（タンカー）及びRORO船以外の船舶をいう。

(エ) RORO船とは、貨物を載せた台車を岸壁からそのまま船内外に誘導して荷役する方式の船舶をいう。

(オ) 油送船とは、もっぱら油類の運送に従事する船舶（タンカー）をいう。

(カ) 液化ガスタンカーとは、LPG（石油ガス）、LNG（天然ガス）等の輸送に従事する船舶（タンカー）をいう。

(キ) ケミカルタンカーとは、液体化学品をバラ積みで輸送に従事する船舶（タンカー）をいう。

(ク) 自動車航送船（フェリー）とは、自動車並びに次に掲げる人及び物を合わせて運送する船舶をいう。

a 当該自動車の運転者

b 上記 a に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客、その他の乗車人がある場合にあっては、その乗車人

c 当該自動車に積載貨物がある場合にあっては、その積載貨物

イ. 特殊船

(ア) 引船とは、大型船舶の離着岸、自航能力を有しないはしけ、又はいかだ等を曳航するものをいう。

(イ) はしけとは、自航能力を有せず、もっぱら引船により曳航されるものをいう。

(ウ) 官公署船とは、官公署が保有する船舶をいう。

(3) 船長及び職員並びに部員

調査船員は船長、職員及び部員であり、船長及び職員とは、船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、運航士、事務長、事務員、医師及びこれと同等の待遇を受ける者をいい、部員とは職員以外のすべての者をいう。

(4) 稼働日数

稼働日数とは、調査期間中に船舶が稼働した日数であって、人の乗船又は貨物の船積み開始のときから下船又は陸揚げを終了するまでをいう。なお、人を乗船させ又は貨物を船積みするために空船により運航した場合も含まれる。

(5) 年齢

当該職種に従事する船員の平均年齢をいう。

(6) 経験年数

船員に就業してからの経過年数をいう。

(7) 月間・年間総労働時間

時間内労働時間とは、労働協約、就業規則等において定められた所定内労働時間をいい、時間外労働時間とは、船員法、労働協約、就業規則等に定められた所定労働時間を超えて労働した労働時間をいい、補償休日労働時間とは、補償休日において労働し、割増手当の対象となった労働時間をいう。

(8) 年間取得休日数

年間取得休日数とは、「有給休暇」及び「休日・休暇」を前1年間に取得した日数をいう。なお「休日・休暇」とは、週休日、特別休日及び請暇、生理休暇をいう。

(9) 報酬

報酬とは、調査期間中において乗組員に対し労働の対価として支払われる基本給及びその他の諸手当をいうものであって、税金、船員保険等を差し引く以前のものをいう。

ア. きまって支給する給与

きまって支給する給与とは、労働協約、就業規則等にあらかじめ定められている支給条件算定方法によって支払われるものであって、次に掲げるものをいう。

(ア) 定期払いを要する報酬

定期払いを要する報酬とは、毎月1回以上一定の期日に支払われる基本給、その他の諸手当をいうものであって、

A 基本給とは、一定の金額により定期的に支払われる報酬のうち基本となるべき固定給をいう。

B 家族手当とは、船員の給料により生活を維持する者を有する者に支払われる金額をいう。

C その他の手当とは、基本給・家族手当以外の手当をいう。(職務手当、油送船手当、乗船を理由として支払われる乗船手当等、船舶・航海又は積荷の態様により支払われる小型船手当、長期就航手当、危険品輸送慰労金等、また算定の基礎となる期間が1か月を超えない欠員手当等。)

(イ) 割増手当・夜間割増

割増手当とは、船員法、労働協約、就業規則等に定められた所定労働時間を超えた労働時間及び補償休日における労働時間に対して支払われた手当をいい、夜間割増とは、労働協約、就業規則等に定められた夜間割増に該当する労働時間に対して支払われる手当をいう。

イ. 特別に支払われた報酬

特別に支払われた報酬とは、定期払いを要する報酬、時間外手当、休日給、夜間

割増及び航海日当以外のものであって、予期しない事由に基づき支払われる災害の一時金等、支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定な結婚手当、退職手当等、また算定の基礎となる期間が1か月を超える夏期手当等をいう。

ウ. 航海日当

航海日当とは、労働協約、就業規則等に定められたものであって、乗船中の乗組員に対してその基本給、航海区域等によって支払われる旅費的性格の手当をいう。

エ. その他の手当

その他の手当とは、就業規則等に定められた実績に基づき臨時的に行う労働に対して支払われる手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これらに類する報酬（例、執職手当、欠員手当、荷役手当、作業手当、通勤手当等1か月を超えない期間にわたることにより支払われるもの）をいう。

3. 統計表使用上の注意事項

- | | | |
|-----------------|-------|---------------------------------------|
| (1) 調査船舶の隻数 | | |
| (2) 調査船舶の総トン数 | | 報告数値の合計値である。 |
| (3) 船員数 | | |
| (4) 平均稼働日数 | | 報告数値の合計を調査船舶の隻数で除した算術平均値である。 |
| (5) 年齢 | | |
| (6) 経年数 | | 報告数値の合計を調査船員数で除した算術平均値である。 |
| (7) 月間総労働時間 | | |
| (8) 年間取得休日数 | | |
| (9) きまって支給する給与 | | |
| (10) 特別に支払われた報酬 | | 報告数値を母集団に復元し算出した推計値である。 |
| (11) 航海日当 | | |
| (12) その他の手当 | | |
| (13) その他 | | 「・・・」 秘密保護上公表しないもの。
「－」 該当数値のないもの。 |